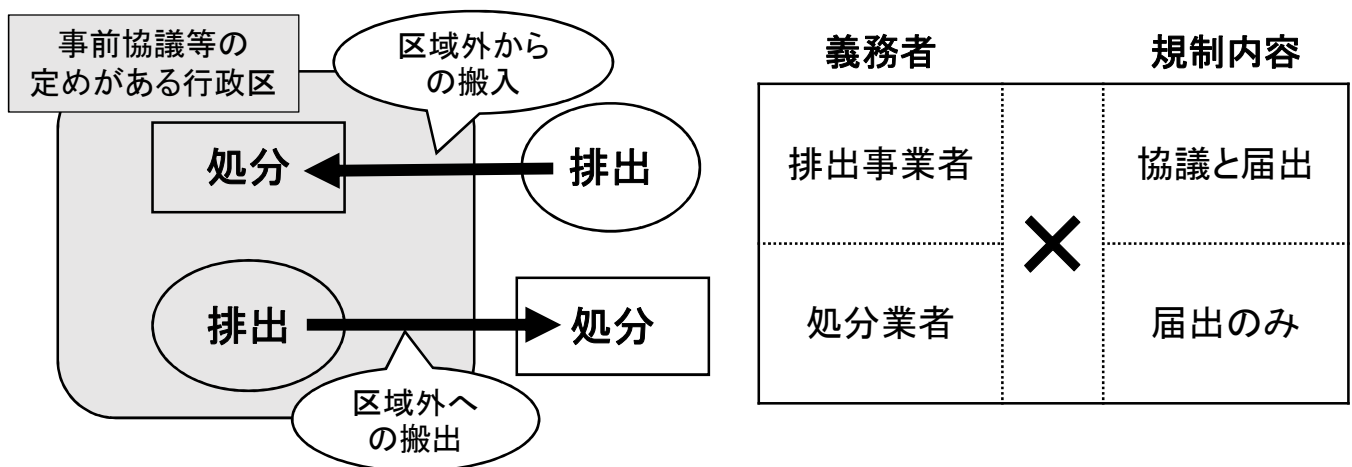


Q. 処分を委託する時に行政と事前協議がいるの？

A. 事前に協議や届出が必要な行政区もあります。

■事前協議等が必要となる場合とそのパターン



◇都道府県又は政令市の区域を越えて処分を委託する際に注意

都道府県又は政令市によっては、条例等により産業廃棄物の区域外からの搬入や区域外への搬出について監視・指導を効率化・迅速化するために事前協議等を定めています。事前協議等は義務者と規制内容から大きく4つに分類できます。パターンとしては区域外から搬入する排出事業者へ協議等を求めることがほとんどですが、受け入れる処理業者側への義務や区域外へ委託する排出事業者への義務を定めている行政区もあります。協議等の内容や様式は行政区により様々ですが、規制を定めている行政区は74/113行政区あります。(平成26年10月 (株)ユニバース調べ)

また、中には罰則を定めているところや、過去に不法投棄事件などがあった行政区では、そもそも区域外の産業廃棄物を持ち込ませないようにするために協議等を定めているところもあります。

産業廃棄物の処理を都道府県又は政令市の区域を越えて委託する場合には排出場所の行政区と委託先の行政区の条例等についても確認することが大切です。

今回のポイント

事前協議等は都道府県又は政令市の条例等によって定められている！